

収支報告書のオンライン提出のご案内

はじめてみませんか? オンラインで提出

政治資金収支報告書は、政治資金オンラインシステムを利用して、 インターネット上で提出ができます。

<u>メリット1</u>時間帯にとらわれず収支報告書の提出が可能

<u>紙による提出だと・・・</u>

〇各都道府県選挙管理委員会の受付時間は決まっており、収支報告書の 提出に際して、あらかじめ都合を合わせる必要があります。

<u>オンラインによる提出だと・・・</u> 〇24時間・365日、平日・休日問わず受け付けていますので、ご都合のよ い時間に提出ができます。

時間の有効活用が可能に!

<u>メリット2</u> 窓口までの移動時間、待ち時間などが不要に







<u>オンラインによる提出だと・・・</u>

〇提出や訂正の際に窓口まで出向く必要がありません。 〇待ち時間も必要ありません。

さらなる時間の有効活用が可能に!

メリット3 窓口までの移動に必要な交通費、紙代、印刷代等が不要に



<u>紙による提出だと・・・</u>

〇各都道府県選挙管理委員会の窓口までの移動に交通費等が必要になります。

- 〇収支報告書の提出に必要な用紙代や印刷代が必要になります。
 - (記載事項が膨大な場合や寄附金控除のための書類も併せて提出する場合などでは、提出枚数も膨大なものとなるため、かなりの用紙代や印刷代が必要になります。)
- 〇収支報告書に不備がある場合、訂正のため、再度窓口に出向くための経 費が必要になります。



経費の削減が可能に!





<u>ステップ1</u> オンラインシステムの利用申請

〇政治資金オンラインシステムのご利用に際し、まず、システムの利用申請をして いただく必要があります。

〇申請方法には、①電子申請による方法、②書面による方法の2つの方法がありま す。

①電子申請による方法	2 書面による方法
<u>アー電子証明書等の準備</u> 政治団体の代表者・会計責任者の方が、市	0 <u>総務省又は都道府県選挙官理安員会への利用中</u> <u>請書の提出</u>
区町村の窓口において、住民基本台帳カード又 は個人番号カードを用いて公的個人認証サービ	政治団体の代表者・会計責任者の方が、総務 省又は都道府県選挙管理委員会に対して、窓口
スによる電子証明書を取得します。	に直接又は郵送により、利用申請書を提出しま
<u>1 PC環境の登備</u> 利用申請に必要なパソコンとICカードリーダ	9。 ※提出先は、主たる事務所の所在地の都道府県
ライターを準備します。(インターネットに接 続できる環境が必要です。)	選挙管理委員会(総務省届出団体の場合は総 務省)となります。
<u>ウ オンラインシステムのホームページ(HP)上</u>	※利用者の本人確認書類(運転免許証等)が必
<u>から利用申請を美施</u> オンラインシステムのHPの利用申請画面に必	安です。 ※代理人による申請も可能です。
要事項を入力し、利用申請を行います。	(利用者本人の委任状等が必要です。)

<u>ステップ2</u> 初回ログイン用URLの送信とパスワードの郵送



Oステップ1の利用申請に基づいて、初回ログイン用のURLが登録されたメール アドレスに送信されるとともに、ログイン用パスワードが利用者の住所に別途郵 送されます。

(電子申請による方法・書面による方法共通)

○利用申請の際に登録していただくメールアドレスは、システムのユーザIDとして使用します。 ○メールアドレスに送信された初回ログイン用URLから、ユーザID(メールアドレスと兼用)と別途郵送 されるパスワードを入力し、オンラインシステムにログインします。

<u>ステップ3</u>オンラインシステムによる収支報告書の提出

〇政治資金オンラインシステムにより収支報告書を提出します。 ※オンラインシステムによる収支報告書の提出に際しては、「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」又は「収支報告書作成ソフト(単独用)」により作成された電子データをそのままシステム上で提出することになります。

☆ 収支報告書のオンライン提出の方法は、別紙「政治資金収支報告書のオン ライン提出方法」をご参照ください。



○その他特に知っておいていただきたいこと

- ・オンラインシステムの利用申請は、政治団体の届出先の総務省又は都 道府県選挙管理委員会に対する<u>利用申請書と本人確認書類の郵送によ</u> り行うことができます。
- ・国会議員関係政治団体は、政治資金規正法第19条の15の規定により、 収支報告書の提出をオンラインにより行うよう努めることとされてい ます。
- ・政治資金オンラインシステムでは、収支報告書の提出の他に、政治団体設立届等各種届出もオンライン上で行うことができます。
- 利用者区分(代表者/会計責任者)によって、ご利用が可能な手続き が異なります。

くわしくは、政治資金オンラインシステムホームページをご覧ください。 (<u>https://kyoudou.soumu.go.jp/</u>)

ご利用時間、パソコン環境、収支報告書作成ソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、政治資 金オンラインシステムに関する最新の情報についてお知らせしていますので、ご利用前にご確認 ください。





政治資金収支報告書のオンライン提出方法

政治資金収支報告書をオンライン提出していただくためには、 「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」又は「収支報告書作成ソフト (単独使用)」を政治資金オンラインシステムのサイトから<u>ダウ</u>ンロードして収支報告書データを作成する必要があります。



以下の点に注意してください!

- ・会計帳簿・収支報告書作成ソフトは圧縮フォルダ内(zip形式)では使用で きませんので解凍して使用してください。(解凍は、右クリックメニューから 「すべて展開」を選んでください)
- ・会計帳簿作成ソフトは、templatesフォルダと同一フォルダに必ず格納して ください。
- ・会計帳簿作成ソフトから自動作成した収支報告書作成ソフトも同じフォル ダへ入れてください。

2. オンライン提出

会計責任者の方は、政治資金オンラインシステムメインメニュー 「ログイン」からログインしてください。

収支報告書に関する手続きの「届出画面へ」をクリックし、収支報 告書データ登録からデータを登録してください。

※<u>収支報告書以外にも、政治団体の設立届、異動届等の各種届出もオンライン申請</u> が可能です。

①<u>トップメニューから「収支報告書に関する手続き」の「届出画面へ」をク</u> リックしてください。





旧バージョンソフトもオンライン提出に対応していますので、そのままデータ登録して 提出可能です。

また、旧バージョンソフトのデータをVer4.0に取り込むことも可能です。(詳細は「操作 マニュアル」を参照ください。)

政治資金オンラインシステムについてのお問い合わせ先

政治資金オンラインシステムについてご不明な点は下記連絡先に お問い合わせください。

政治資金ヘルプデスク

電話番号 : 03-5500-7022

受付時間 : 通常期間 平日 9時 ~ 17時 例外期間 平日 9時 ~ 20時 ※1 3月末日の5営業日前~3月末日 ※2 5月末日の5営業日前~5月末日

メール: <u>seijishikinhelpdesk@soumu.go.jp</u> (電子メールによる問合せは、いつでも可能)